

目 次

☆トピックス

- (1) トラック会館リニューアル 1
- (2) ラッピングトラックお披露目・出発式を開催 3
- (3) 経営トップ安全セミナーを開催 5
- (4) 令和4年度 物流出前講座を開催 7
- (5) 街頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果 9
- (6) 支部活動だより 臼津分会・豊肥分会 11
- (7) 令和4年度 各種助成金について 12
- (8) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について 14

☆青年部だより 18

☆行政だより

- (1) 大型車の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の基準を強化します 19
- (2) 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の
保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について 21
- (3) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る
適用除外業務の当面の取扱いについて 25

☆国税だより 26

☆大分産業機械技能教習所だより 27

☆お知らせ

- (1) NASVAからのお知らせ 28
- (2) 新入会員紹介 29
- (3) 会員名簿訂正方のお願ひ 29
- (4) 燃料情報 29
- (5) 行事予定表 31
- (6) 帳票関係FAX注文書 32

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

トラック会館リニューアル

大分県トラック会館のリニューアル工事が令和5年1月31日で完了しました。ぜひ、ご利用ください。

【トラック会館外観】

(旧)



(新)



雨水や塵埃などで汚れていた外壁を綺麗に清掃しました。

【5階大会議室】

(旧)



(新)



天井の雨漏りを修理、汚れていた壁紙や床を張替え、カーペットを取替え、ステージを綺麗にしました。

【1階フロア】

(旧)



(新)



壁や床を全面張替え、白系の色を採用して、全体的に明るい雰囲気になりました。

【3階中会議室】

(旧)



(新)



壁紙を貼替え、床にカーペットを敷いて、全体的に明るい室内にしました。

【4階小会議室】

(旧)



(新)



壁紙と床を白系の色で貼替え、全体的に明るく広く感じる室内にしました。

ラッピングトラックお披露目・出発式を開催

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は、今年度から3ヶ年かけて大分県下18市町村をPRするラッピングトラックを整備するプロジェクトを現在進行中であり、その第一弾として豊後高田市、続いて臼杵市のラッピングトラックが完成したことで、お披露目ならびに出発式を開催することとなった。

◆県北支部が「昭和の町」でラッピングトラックのお披露目式◆

大分県トラック協会県北支部(栗林孝一郎支部長)は1月28日、豊後高田市新町の昭和の町「昭和ロマン蔵」側の中央公園駐車場において、ラッピングトラックのお披露目式を開催した。

はじめに、栗林孝一郎支部長、松村政樹副支部長、車両を提供した(株)うるしま運輸の宇留嶋雅章代表取締役、佐々木敏夫市長の4名による除幕が行われ、豊後高田市をPRするラッピングトラックが披露された。



栗林支部長

佐々木市長

栗林支部長は「私ども県北支部は、豊後高田市、宇佐市、中津市の3市から成り、このようなラッピングトラックを3市に1台ずつ3年かけて配備する予定である。先ほど除幕されたこのトラックが今年度初となり、豊後高田市の観光名所を施した素晴らしいラッピングトラックが出来上がり大変嬉しく思う」と述べた。

続いて、佐々木市長が「多くの観光資源を活用して、新たな観光振興に取り組み、交流人口の増加に努めていきたいと考えている。このラッピングトラックには、本市の魅力が余すことなく表現されており、インパクトもあり見る人の心をつかむと思う。走る広告塔として、多くの人々に本市の魅力や取り組みがアピールできるものであり大変有り難く思っている」と述べた。

ラッピングトラックの除幕式



トラックの後面

◆県南支部が「臼杵市役所駐車場」でラッピングトラック出発式◆

大分県トラック協会県南支部（中野健造支部長）は1月30日、臼杵市役所駐車場において、臼杵市主催で行われたラッピングトラックの出発式に参加した。式には、大分県トラック協会の仲浩会長、県南支部の中野健造支部長らとともに支部会員ならびに臼杵市の中野五郎市長が出席した。



仲会長

中野支部長

中野市長

はじめに、中野市長が「この度、大分県トラック協会県南支部の皆様方のご厚意により観光振興に大いに役立つラッピングトラックを2台製作していただいた。このトラックが日本中を走ることにより、臼杵のPRが出来ることを期待している。私どもも観光業界と一体となって観光PRを進めていきたい」と述べた。

続いて、仲会長が「私ども協会6支部は各地域や町の地方創生のお手伝いをしようということで、今年度は6つの市で6台のラッピングトラックを製作する。私ども物流は1年24時間、常に全国を様々なトラックが走っており、国民のため、県民のため、市民のために物資を輸送している。その使命感を常に心にして、そしてまた交通安全に気を付けながら皆様に貢献していきたい。このラッピングトラックを本日拝見して、臼杵市の広告塔として全国を走ること期待していただきたい」と述べた。

続いて、今回のラッピングトラックの製作の経緯やデザインについて、中野支部長から説明がなされたのち、出発式のテープカットが行われ、2台のラッピングトラックは臼杵市役所駐車場から出発した。



式典のようす



出発前のテープカット



記念撮影



出発するラッピングトラック

経営トップ安全セミナーを開催

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は1月12日、大分市金池南のJ：COMホルトホール大分2階会議室において「経営トップ安全セミナー」を開催した。

会場には70名を超える協会員が参加、はじめに主催者を代表して、後藤信雄交通環境対策委員長から挨拶が行われ「新型コロナウイルス感染拡大による様々な制約の中においても国民生活のライフラインとして輸送の安全確保を使命として日々努力している。しかし、業界を取り巻く環境は、人手不足をはじめ、運賃水準の低迷、燃料価格の高騰、さらに2024年問題を含んだ働き方改革など様々な課題が山積している。約一年後には“罰則付き時間外労働の上限規制”や“労働時間改善基準告示の改正”が控えている。法令遵守はもちろんのこと、ドライバーの労働環境を整備することは、交通事故や労働災害の防止、会社の安定した経営にもつながっていくため、本日のセミナーを最後までしっかりと聞いて参考にさせていただきたい」と述べた。



後藤交通環境対策委員長



佐野次長兼グループリーダー

続いて、東京海上日動火災保険(株)大分支店の佐野慎哉次長兼業務グループリーダーが「本日の講習は運送業界における2024年問題などについて瀧澤先生にご教授いただくので、是非参考にさせていただきたい。また、中盤には私ども保険会社として各種の情報提供をさせていただく予定である。今後も弊社として皆様方に安心と安全をお届けできるよう、微力ながらご支援させていただく」と述べた。



主催者を代表してあいさつする後藤委員長



瀧澤講師

進行役を東京海上日動火災保険(株)の業務グループの工藤係長が務め、講師の(株)瀧澤・佐藤事務所の瀧澤学代表取締役の紹介が行われたのち講習が開始された。

「トラック運送事業者のための将来への対策について～“2024年労働時間上限規制”“新・改善基準告示”で変化する運送事業の方向性」と題した講習は、はじめにトラブル事例の解説ならびに対策、自動車運送事業者に対する行政処分等の基準改正について、乗務前点呼において運転者の健康状態について確認すべき事項、働き方改革への対応について説明が行われた。



武本講師

休憩をはさみ、東京海上日動火災保険(株)大分支店の武本遼太郎支社長代理が講師を務め「運送事業者向けのソリューションの提供」として“働きやすい職場認証制度に関する取組み”の

提案や“輸送の安全性向上プログラム”や“雇用関連賠償責任保障特約”などが紹介された。

そののち、再び瀧澤講師の講習が行われ、新・改善基準告示に対する時間外労働の上限規制や36協定で定める時間外労働及び休日労働において留意すべき事項に関する指針、拘束時間及び休息期間の特例など、制限内でやらなければならないことについて特に注意する点も含めて説示、最後に残業代未払い訴訟について、様々な例を示しながら対応策や解決方法を説示した。

約2時間超のセミナーは、運送事業者の2024年問題に対する課題や解決策、さらにトラブル回避や対処についてなど、非常に中身の濃い内容で受講者にとって大変参考になるものであった。



令和4年度 物流出前講座を開催 清川小と緒方小の生徒44名が参加



公益社団法人大分県トラック協会県南支部（中野健造支部長）ならびに青年部（萩本豪人会長）は1月31日、豊後大野市清川町砂田の豊後大野市立清川小学校体育館および清川物流(株)駐車場において、小学生を対象とした物流出前講座を開催した。

清川小学校の5・6年生25名と緒方小学校5年生19名が体育館に集合したのち、進行役を青年部の魚返直寿副会長が務

め、県南支部の中野健造支部長が「今日は皆さんにトラックのことについて勉強してもらおうと思い、こちらにやってきた。トラック輸送と皆さんの生活というのはとても密接な関係にある。皆さんの食事や洋服、教科書や文房具なども全てトラックが運んで、皆さんの身の回りに届けている。今日は、2時間という限られた時間の中で、たくさんトラックのことについて勉強してもらいたい」と挨拶した。



中野支部長

続いて、県南支部の大野貴照事務局長・青年部監事が講師となり、「物流とトラック輸送」について、①物流とトラック輸送の長所、②トラックの種類、③生命線を守るトラック輸送、④トラック運送業の課題、について質問を交えながら約30分程、説明を行い、最後に「ここまで一緒に勉強してきたことと、この後実際に色々なトラックに直接触れ合い、体験学習する中で、皆さんが物流やトラック輸送のことを少しでも理解してくれて興味を持ってくれば嬉しいと思う。そして、皆さんが将来トラックの仕事をしてみたいと思ってくれば、さらに嬉しく思う」とまとめた。

座学終了後、道の駅きよかわの向かいにある清川物流株の駐車場まで全員で移動し、青年部の三重野太監事が講師を務め、展示された各種トラックの体験学習（車両見学）が行われた。

順次、9種類のトラックの役割や特徴を説明、実際に各部の動作を行うと、小学生はその動きを興味津々に見つめ、時折驚きの声があがった。

ひとつおりの説明が終わると、5分程の自由見学が行われ、各自が興味を持ったトラックを見学、運転手等からさらに詳しい説明が行われた。

体験学習のあと、小学生の代表2名が物流講座の感想を述べ、中野支部長と荻本青年部会長から記念品が贈られた。

最後に、荻本青年部会長から「今日は2時間にわたり、物流やトラックについて学んでもらったが、実際に乗ったり触れたりして、トラックを身近に感じられたのではないかと思います。人それぞれ好きなことや得意なことがあるように、トラックドライバーは運転が好きだからこの仕事をしていると思う。皆さんも大人になった時、好きなことや得意なことを仕事にしてほしいが、どんな仕事があるのかを選ぶためにも、本日の物流講座が皆さんの役に少しでも立ったのであれば、私達も嬉しいと思う」と述べた。

なお、物流講座の最後には、小学生全員に記念品が配られた。

なお、物流講座の最後には、小学生全員に記念品が配られた。



様々なトラック車両の説明と実演



感想を述べる小学生の代表たち



荻本青年部会長のあいさつ



全員で記念撮影

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和5年1月に実施された活動です。

1月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大 分 西	中 央 西	7：30～8：00	大分市新川町 新川交差点	5社	6人	1月20日
	大 分 南	7：30～8：00	大分市 白滝橋交差点	3社	5人	1月20日
大 分 東	大 分 東	11：30～12：00	大分市 大分東警察署前	12社	13人	1月20日
別 杵	別 府	7：30～8：00	別府市 九州横断道路入口	12社	17人	1月20日
県 北	中 津	7：45～8：15	中津市 田尻交差点	9社	16人	1月20日
	宇 佐 ・ 豊後高田	7：45～8：15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	9社	10人	1月20日
西 部	玖 珠	7：30～8：00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3社	4人	1月20日
	日 田	7：30～8：00	日田市 玉川交差点	4社	5人	1月20日
県 南	白 津	11：00～11：30	津久見市 津久見交番前	13社	13人	1月20日
	佐 伯	16：30～17：00	佐伯市 佐伯警察署前	7社	8人	1月20日

※1月26日現在、報告受理分のみ掲載

参加：延べ97名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



別府分会



日田分会



大分南分会



大分東分会



白津分会



佐伯分会

支部活動だより

◇白津分会が臼杵津久見警察署より感謝状を授与

大分県トラック協会県南支部白津分会（中野健造分会長）は、令和4年12月23日に臼杵津久見警察署で開催された警察業務に協力した団体等に対する感謝状授与式において、中野分会長が出席、石角和久警察署長より感謝状が贈られた。

また、同分会の会員事業所である龍南運送㈱ならびに㈱大分レッカーサービスにも感謝状が授与された。



記念撮影

前列右から㈱大分レッカーサービスの井澤社長、中野分会長
後列左端は龍南運送㈱の古手川社長

◇豊肥分会が竹田・豊後大野警察署より感謝状を授与

大分県トラック協会県南支部豊肥分会（江藤龍治分会長）は、令和4年12月22日に竹田警察署で開催された防犯活動や警察業務に協力した団体等に対する感謝状授与式において、江藤分会長が出席、河野直也警察署長より感謝状が贈られた。

さらに、令和4年12月23日に豊後大野警察署で開



【豊後大野警察署】

㊦江藤分会長 ㊦佐々木警察署長



【竹田警察署】

㊦江藤分会長 ㊦河野警察署長

催された交通安全や警察業務に協力した団体等に対する

感謝状授与式において、江藤分会長が出席、佐々木正義警察署長より感謝状が贈られた。

令和4年度 各種助成金について

令和4年度の各種助成金の申請最終締め切りは、**令和5年3月20日**となります。申請漏れの無いようお願いします。

※一部助成金は、申請期限が異なりますので協会HPでご確認をお願いします。

(公社)大分県トラック協会

No.	制度名	金額	摘要
1	運行管理者講習助成	1名あたり 3,200 円	無料講習(一般講習、2年に1回)
2	安全教育訓練促進助成	1名あたり 上限10,000 円(受講料の2分の1)	教習受講者
3	中型・大型・牽引免許取得助成	1名あたり 20,000 円(中型免許・限定解除(5t・8t))	1事業者につき2名まで
		1名あたり 40,000 円(大型・牽引免許)	
4	運転記録証明手数料助成	1名あたり 670 円	車両台数の1.5倍
5	適性診断受診料助成	1名あたり 2,400 円(一般・C般診断)	(一般) (公社)大分県トラック協会 自動車事故対策機構へ申込 (初任・適齢者) 自動車事故対策機構へ申込
		〃 4,800 円(初任・適齢診断)	
6	運輸安全マネジメント講習会助成	1名あたり 5,200 円	自動車事故対策機構にて講習受講者
7	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり ~2500 円	全ト協指定検査機関 検査料の2分の1助成 車両50両未満 20名まで、50両以上 30名まで
8	健康診断等検診助成	1名あたり 1,500 円	乗務員に限る
9	血圧計導入促進助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき1台を限度
10	労働力確保対策助成	上限 100,000 円	雇用調整助成金を活用した事業者
11	人材確保対策支援助成	上限 10,000 円	1者につき10,000円を上限
12	熱中症予防対策支援助成	上限 30,000 円	購入価格の2分の1、1事業所につき上限30,000円
13	環境対策推進事業助成 (グリーン経営・ISO・ エコアクション21取得助成)	1者あたり 100,000 円(新規)	エコアクション21・(新規・更新)50,000円
		〃 50,000 円(更新)	
14	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	上限 10,000 円	1事業所1台限り、購入価格の4分の1
15	低公害車導入促進助成	1台あたり 50,000 円 HB・CNG車	ハイブリッド・CNG車
16	モーダルシフト推進助成	(フェリー) 新規 (さんふらわあ 2,300円、その他 1,500円) 維持 (さんふらわあ 1,000円、その他 500円)	利用実績による。(保有台数に上限あり)
		(RORO船) 運転手+車両 5,000円、車両のみ 2,000円	
		(JR) 維持 月の利用額の20%	上限 50,000円/月
17	EMS機器導入促進助成	1台あたり 10,000 円	車両台数の30%上限
18	ドライブレコーダー機器導入促進助成	1台あたり 10,000 円	
19	アルコールチェッカー普及促進助成	1事業所あたり 2,000 円(携帯型)	車両台数の30%上限
		20,000 円(IT点呼用)	
20	ETC2.0車載器購入促進助成	1台あたり 2,000 円	車両台数の30%上限 新たに購入し装着・セットアップした車両
21	安全装置等導入助成	1台あたり 10,000 円	車両台数の30%上限(後方視野支援確認装置、 アルコールインターロック)
		20,000 円(Gマーク事業者)	
22	ドライバー等安全教育訓練施設助成	1名あたり 39,500 円	契約教習受講者(ドライビングアカデミーONGA)
23	支部交通事故防止活動助成	実績に応じて支給	支部対象(飲食・旅費は除く)
24	可動式突入防止装置導入促進助成	〃 60,000 円	車両台数の30%上限
25	中小企業大学短期講座受講促進助成	受講料の3分の1の助成	講座受講料10万円以上のものに限る。
26	利子補給事業	一般 0.3%	長期プライムレートに対する補給率
		環境対策 0.3%	
27	信用保証料助成	上限 300,000 円(保証料の2分の1)	信用保証協会の保証料(セーフティネット融資等)

※ 令和4年度の各種要綱及び申請様式はホームページへ掲載しております。

ご不明な点は、(公社)大分県トラック協会事務局(TEL:097-558-6311)までお問合せ下さい。

陸災防大分県支部

1	健康診断等推進助成	1名あたり 1,500 円 (上限)	乗務員を除く事務員・荷役作業員等に限る。 (被けん引を除く車両台数まで)
2	深夜業務従事者健康診断推進助成	〃 1,000 円 (上限)	深夜業務従事者の2回目の健康診断に限る。 (被けん引を除く車両台数まで)
3	ストレスチェック促進助成	1名あたり 500 円	1会員につき50名を上限とする。
4	脳・心臓疾患検査助成	1名あたり 5,000 円 (上限)	検査費用の2分の1を助成

※ 令和4年度の各種要綱及び申請様式はホームページへ掲載しております。

ご不明な点は、陸災防大分県支部事務局(TEL:097-556-7866)までお問合せ下さい。

(公社)全日本トラック協会

No.	制 度 名	助 成 金 額	摘 要
1	準中型免許取得助成	1名あたり 40,000 円 (準中型) 〃 25,000 円 (5t限定解除)	1事業者につき200,000円を限度 ドライバー個人での支払いは不可
2	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成	1名あたり 500円～2,500円	全ト協指定検査機関で検査 検査料の2分の1助成
3	血圧計導入促進助成	1台あたり 購入価格の2分の1 (上限5万円)	1事業所につき1台を限度
4	アイドリングストップ支援機器導入促進助成	1台あたり 購入価格の2分の1 (上限6万円)	エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置
5	環境対応車導入促進助成 (低公害車)	1台あたり 122,000 円 ～ 459,000 円 〃 100,000 円 〃 97,000 円 ～ 335,000 円 〃 1,000,000 円 〃 300,000 円	CNG車(新車、最大積載量2t～4t) CNG車(使用過程車改造) HB車 CNG車(車両総重量25tクラス) HB車(車両総重量25tクラス)、電気自動車(車両総重量25tクラス) 申請期間: 令和4年4月1日～令和5年1月31日
6	安全装置等導入促進助成	〃 20,000 円	車両1台につき対象装置ごと
7	ドライバー等安全教育訓練促進助成	1名あたりの受講料について助成	特別研修(2泊3日以上)の研修・・・受講料の7割 ・・・Gマーク取得事業者は受講料全額 一般研修(1泊2日研修)・・・・・・定額1万円
8	中小企業大学短期講座受講促進助成	受講料の3分の1の助成	講座受講料10万円以上のものに限る。
9	経営診断受診促進事業助成	経営診断費の2分の1、8万円 (Gマーク事業者10万円) 経営改善相談、2万円(Gマーク事業者3万円)	受付期間: 令和4年5月1日～令和5年3月1日
10	インターンシップ導入促進助成	受入れ期間 3日間 90,000 円 4日間 110,000 円 5日間以上 130,000 円	1事業者につき1回 左記受入れ期間は、同一学生を対象受入れ 人数にかかわらず左記の助成額とする。
11	点呼支援機器等導入促進助成	1者あたり上限 100,000円	年度内の申請台数は1事業者あたり1台を上限とする。
12	自家用自動車用燃料供給施設等助成	新設 上限 1,000,000円 増設 上限 300,000円	公募期間: 令和4年8月1日～令和4年10月31日

※ (公社)大分県トラック協会及び陸災防大分県支部の助成とは異なり、協調補助として別途助成されます。

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について

公益社団法人 全日本トラック協会

さて、国土交通省自動車局安全政策課より、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について、周知の依頼文書が発出されました。

今般の改正では、令和4年8月に名古屋市の拘束道路において乗合バスが、同年10月には静岡県 の 県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、トラック事業者においても危険箇所の情報を踏まえた運転指導等が新たに記載されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、参加の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

※今回の改正箇所は、網掛け部分です。

※マニュアル（概要編・本編）については、当協会ホームページ下記URLより入手願います。

https://jta.or.jp/member/anzen/anzen_kisoku_kaisei20180604.html

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの一部改正について（周知）

令和5年1月6日

国土交通省自動車局安全政策課

国土交通省では、自動車運送事業者が行う運転者に対する指導及び監督の実施方法をわかりやすく示した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（以下「指導・監督マニュアル」という。）」を作成し、公表しているところです。

令和4年8月に名古屋市の拘束道路において乗合バスが、10月には静岡県 の 県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、モード横断的に指導・監督マニュアルの一部を改正しますので貴会傘下会員に対し、周知方お願いします。

※次ページから「修正箇所の抜粋」を掲載しています。

(2) 過積載による罰則

過積載運転により、運転者には違反点数・罰金又は反則金などの罰則が科せられ、過積載と認められた場合には、警察による措置について確認しましょう。

(3) 過積載の防止

積載量の制限は、車両によって異なることから、これを正しく理解し、適正な積載量での運行が必要であることを認識するよう指導しましょう。

VI.危険物を運搬する場合に留意すべき事項

【指導・監督指針第1章2-(6)】【本編第1章VI】

(1) 危険物の性状

危険物に対する正しい知識として、危険物の種類、その危険性、その性状などについて理解させるとともに、危険物の性状に合わせた対処方法を含めて、運転者の理解を深めましょう。

(2) 危険物輸送の基本事項

危険物の輸送には、危険物取扱の資格が必要となり、運転にあたっては、安全確認を十分にいき、必要な備品、携行品を確認するよう運転者に周知・徹底しましょう。万が一、事故が起こった場合には、適切な処置を行い、被害を拡大させないことの重要性を指導を通じて確認しましょう。

(3) タンクローリー運行上の注意事項

特に、タンクローリーは、危険物を運搬している場合が多く、また横転の危険性が高いことから、十分に注意し、慎重に運行することが必要であることを、事故事例を説明する等して指導を通じて確認しましょう。

VII.適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

【指導・監督指針第1章2-(7)】【本編第1章VII】

(1) 適切な運行経路の選択と経路情報の把握

安全な運行を行うためには、運行前に道路状況、気象状況、事故危険箇所やヒヤリハット等の危険地点などの情報の入手、安全な経路の検討などを行う必要があり、適正な運行経路の選択の必要性を実感できるような指導を心がけましょう。

(2) 許可運送における経路選択

許可運送は、規定法令の制限を超えた積載物を運送するため、特殊な運行となり、許可証の携行、指定条件の遵守、道路状況の事前確認などが必要であることを周知徹底しましょう。

(5) トラックのスピードの特性

ポイント

「スピード」は、車体重量の重たいトラックには大きな影響を及ぼします。法定速度を遵守し、十分な車間距離を保つことが必要であることを説明しましょう。

- 衝撃力が増大し、重大事故につながる。
- カーブでは遠心力が大きくなり、横転などの危険性につながる。
- 制動距離が長くなり、追突の危険性につながる。
- 雨天時にはさらに危険性が増す。

【解説】

① スピードが運転に与える影響

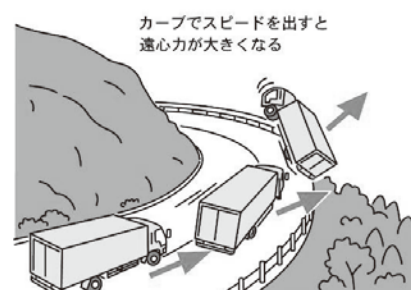
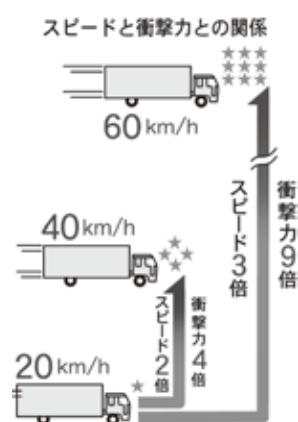
トラックは、車体重量が重く、重心が高いなどの特徴があることから、スピードの出しすぎによる影響は大きく、衝撃力や遠心力が大きくなります。重大事故の危険性が非常に高くなることを解説し、理解を促しましょう。

○衝撃力はスピードに比例して大きくなりますが、車両重量の大きいトラックは、衝撃力はさらに大きくなり、重大事故につながります。

○トラックは、車体重量が重たい、積荷によっては重心が高い場合もあり、カーブでは遠心力が強くと働くなり、横転などの危険性が高いといえます。

○制動距離はスピードに比例して長くなり、追突の危険性が高くなります。

○雨天時には、ハンドルもブレーキも効かないハイドロプレーニング現象などを生じるため、危険性がさらに増します。



② スピードをコントロールした運転

スピードの出しすぎは、重大事故の危険性が非常に高くなることから、法定速度を遵守し、安全な速度と車間距離を保つことが必要であることを指導しましょう。

○安全な運行のためには、道路交通法に定められている最高速度の遵守が基本です。

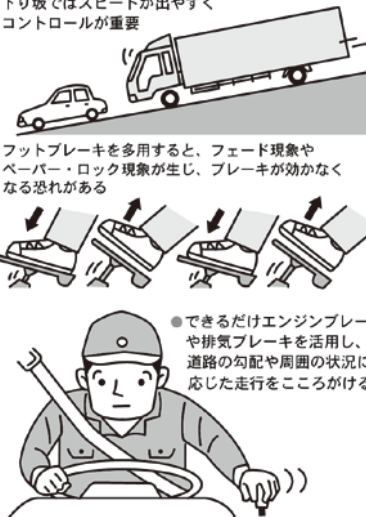
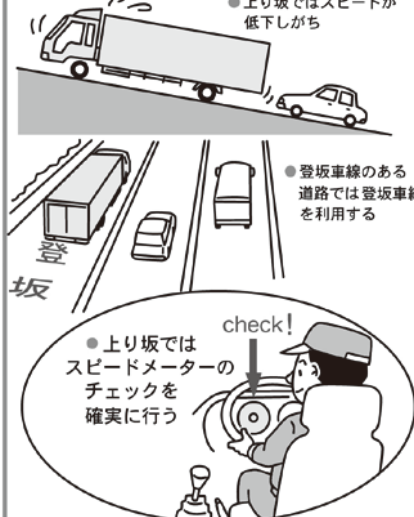


○スピードの出やすい下り坂ではブレーキ操作などに注意し、また、スピードの低下しやすい上り坂ではスピードメーターをチェックするなど、スピードをコントロールすることが必要です。

○状況に応じた安全な速度、十分な車間距離を保つことが重要です。

○荷物を積載した状態で下り坂を走行すると、通常よりもスピードが速くなるため、減速しようとするとき通常より大きなブレーキ力が必要になります。長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキライニングの過熱（フェード現象）、ブレーキフルードの沸騰（ベーパーロック現象）、ブレーキエア圧の減少等によりブレーキが

効かなくなる危険性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキ等の補助ブレーキを併用する等の適切な運転操作の必要性があります。また、エンジンブレーキで十分な制動力を得るためには適切なギアを選択することが必要ですが、ギア抜け等が発生した場合は直ちにフットブレーキを用いてトラックを十分に減速又は停車させた上で再度ギアを入れ直す必要があるなど、トラックの特性によるトラブル及びその復帰方法についても併せて指導することが必要です。

○上り坂においてはスピードが低下しがちであるため、後続車がいる場合は、道を譲る、登坂車線がある道路では登坂車線を利用することも必要です。

下り坂の走行	上り坂の走行	安全な速度と車間距離
<ul style="list-style-type: none"> ●下り坂ではスピードが出やすくコントロールが重要 ●フットブレーキを多用すると、フェード現象やペーパー・ロック現象が生じ、ブレーキが効かなくなる恐れがある ●できるだけエンジンブレーキや排気ブレーキを活用し、道路の勾配や周囲の状況に応じた走行をこころがける 	<ul style="list-style-type: none"> ●上り坂ではスピードが低下しがち ●登坂車線のある道路では登坂車線を利用する ●上り坂ではスピードメーターのチェックを確実に 	<p>安全な速度と車間距離</p> <p>速度60km/h以下の場合、走行速度の数字から15を引いた距離</p> <p>例 速度60km/hの場合：60-15=45m</p>  <p>速度60km/hを超える場合は、走行速度の数字と同じ距離</p> <p>例 速度80km/hの場合=80m 速度100km/hの場合=100m</p> 



ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等を活用しトラックの危険性を認識させる その1

■ドライブレコーダーやデジタルタコグラフ（デジタル式運行記録計）のデータにおける実際の事故やヒヤリハットの中には、トラックの危険性を十分に認識していないことが要因の事故も多くあります。何が要因であったのかをデータ等で確認することにより、トラック運転のリスクの高さを認識させる効果が高まります。

デジタルタコグラフとは…？

デジタルタコグラフは、時間、距離、速度等のデータのほか、エンジン回転数、アイドリング時間等のデータも記録される車載器です。記録したデータはメモリーカードや通信によってパソコンにも記録され、データ解析が瞬時にできます。



青年部だより

令和4年度 大分県トラック協会青年部「研修会」の開催

大分県トラック協会青年部（荻本豪人会長）は、1月20日、宝山ホールにおいて標記研修会を開催した。

研修会では、株式会社フェリーさんふらわあから講師を迎え、「フェリー乗船率について」「利用促進事業について」「助成金制度について」の講話があり、フリーディスカッション形式で意見交換が行われ、大変有意義な研修会となった。



青年部研修会の様子

令和4年度 (公社)全日本トラック協会青年部会 「九州ブロック鹿児島大会」へ参加

九州ブロック大会テーマ

Next One

～想いをひとつに未来へはしる～

1月20日に、標記大会が鹿児島市「城山ホテル鹿児島」にて開催され、大分県からは荻本会長をはじめ9名が参加した。また大会には、九州各県や全国各ブロックの青年部会員らが集い、総勢約250名が参加した。

基調講演では、全日本空輸株式会社鹿児島支店支店長の藤崎美保氏から『ANAグループで学んできたこと～コロナとの闘いと今後に向けて～』をテーマに、自身の経験や実績を基に、コロナ禍での働き方・組織のあり方や重要性、グループでの行動方針、社員の育て方等について講演があり、参加者は熱心に聞き入っていた。



外園九青協会長



藤崎講師



大会旗伝達式



鹿児島大会会場の様子

大型車の衝突被害軽減ブレーキ (AEBS) の基準を強化します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

国土交通省自動車局車両基準・国際課および審査・リコール課は1月4日、大型車の衝突被害軽減ブレーキ (AEBS) の基準を強化することを発表した。

我が国の主導のもと、大型車の衝突被害軽減ブレーキ (AEBS) に関する国際規則の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行う。

自動車局では、自動車の安全・環境基準について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

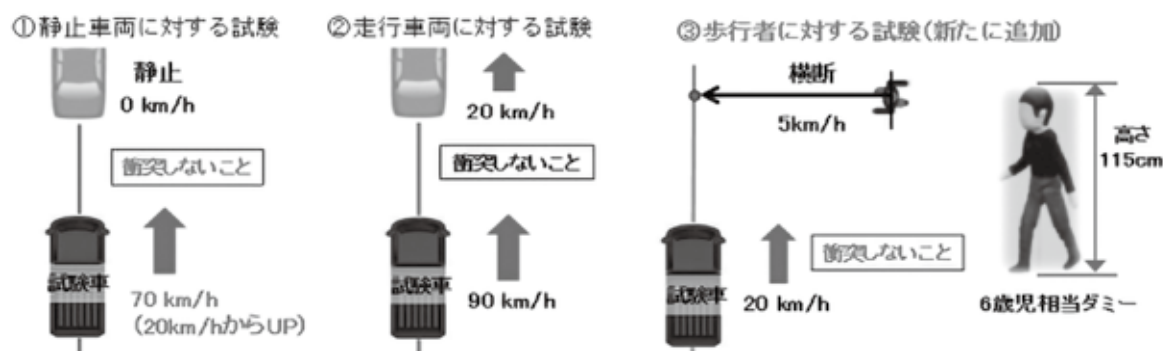
今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム (WP29) において、「衝突被害軽減ブレーキ (AEBS: Advanced Emergency Braking System) に係る協定規則 (第131号)」の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該AEBSの国際基準改正及び同時に成立しました「車両後退通報装置」に係る新国際基準は、我が国の交通安全環境研究所が、それら基準改正及び策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導し合意に至ったものです。

1. 主な改正項目

- (1) トラック・バス等には、新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ (AEBS) を備えなければならないこととする。

【主な制動要件・試験法】 (網掛け部分は今次改正による強化)



- (2) トラック・バス等には、後退時に警報音を発する車両後退通報装置(バックアラーム)を備えなければならないこととする。



- (3) 高速道路での車線維持機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、車線変更機能の要件を追加する。また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。



2. 公布・施行

公 布：令和5年1月4日

施 行：令和5年1月4日（1. (2)は令和5年1月19日）

【問い合わせ先】

自動車局 車両基準・国際課：山村、占部

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)

FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福藪、高嶋

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部 を改正する告示について

【改正の概要】

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、対車両の強化された制動要件並びに対静止車両及び対走行車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【要件】

- 車両、歩行者に対して所定の制動要件（別紙2参照）を満たすこと
- 60km/h 以下で走行している場合には、40km/h 以上減速又は停止すること
- 10km/h から最高設計速度の範囲（対歩行者:20～60km/h）で作動すること
- 緊急制動の開始 0.8 秒前までに警報すること（対歩行者の場合、緊急制動開始前）

【適用日】

新 型 車:令和7年9月1日 継続生産車:令和10年9月1日

- ② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満又は車両総重量3.5トン以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トン以下の自動車、被牽引自動車等を除く。）について車両後退通報装置を備えなければならないこととする。

【要件】

- 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること
- 通報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、“通常レベル”を必須とすること（低レベル:45～60dB、通常レベル:60～75dB、高レベル:80～95dB）
- 通報装置の一時停止機能は後退時車両直後確認装置（UN-R158）を備えている場合を除き設けてはならず、設ける場合には以下の要件に適合すること

- ・一時停止中であることを運転者に表示すること
- ・車両の再始動時に自動で解除されること

【適用日】

新 型 車:令和7年1月19日 継続生産車:令和9年1月19日

- ③ (i)高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車については車線変更機能の要件を追加する。(ii) また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。

【要件】

- (i) 関係
- システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
 - 車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと
- (ii) 関係
- 運転者の存在を前提としない自動運行装置については、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させること

【適用日】

- (i) 関係

新 型 車:令和5年9月1日 継続生産車:令和9年9月1日

- (ii) 関係

公布・施行と同日

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むこととする。

【要件】

- 歩行者に自動車が衝突した際に、歩行者の頭部が接触することを想定したボンネット及び前面ガラスで構成される試験エリアのうち23以上の面積で所定の頭部障害基準値を満たすこと

	改正前	改正後
頭部保護性能確認試験エリア	<p>試験エリア：ボンネット</p>	<p>試験エリア：ボンネット+前面ガラス</p>
基準値	<ul style="list-style-type: none"> 試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 <p>※HIC:頭部傷害値 (Head Injury Criterion)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボンネット試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 ボンネット試験エリアと前面ガラス試験エリア合計の 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。

【適用日】

新型車:令和6年7月7日 継続生産車:令和8年7月7日

- ⑤ 配光可変型前照灯を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）において、運転者の運転操作を支援するための情報（運転支援プロジェクション）を路面に投影することを可能とする。

【要件】

- 以下の警告に限り投影することを可能とする

投影できる運転支援プロジェクション			
路面凍結警告	衝突危険警告	逆走警告	車線維持支援警告

【適用日】

令和8年9月1日

- ⑥ ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものを除く。）について、粒子数の基準を適用する。

【適用日】

(ガソリン車) 新 型 車:令和6年10月1日 継続生産車:令和8年10月1日

(ディーゼル車) 新 型 車:令和5年10月1日 継続生産車:令和8年10月1日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第59条第1項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、車両後退通報装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第75条の3第1項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、車両後退通報装置を追加する。
- ② 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第165号に基づき認定された車両後退通報装置を追加する。
- ③ 協定規則第127号、第131号、第149号、第157号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両後退通報装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (1)①の改正を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキの型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改める。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正(1) ①の改正について令和7年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

【スケジュール】

公 布:令和5年1月4日

施 行:令和5年1月4日

ただし、車両後退通報装置に係る部分【2. (1)②、(2)、(3)①②、(4)①、(5)の一部及び(6)の一部】は令和5年1月19日施行とする。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱いについて

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）第1条第1項に基づき厚生労働省労働基準局長が定める業務（以下「適用除外業務」という。）については、令和4年12月23日付け基発1223第3号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（以下「新通達」という。）により、令和6年4月1日から新通達記の第2の6によることとしたところであるが、同年3月31日までの間の当面の取扱いに関しては、平成9年3月26日付け基発第201号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について」（以下「201号通達」という。）のほか、別紙によることとするので、了知の上、適切な運用を図られたい。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱い

1 適用除外業務

201号通達記の1にかかわらず、新通達記の第2の6(1)で掲げる業務を適用除外業務とすること。

2 適用除外業務に従事しない期間がある場合の拘束時間等の上限

次の表に掲げる時間とすること。（トラック運転者の拘束時間等のみ抜粋）

なお、当該表中の用語の定義については、新通達によることとする。

トラック運転者の拘束時間等	
拘束1箇月間の時間	[（適用除外業務に従事した期間を含む1箇月の日数） －（適用除外業務に従事した日数）] ÷（適用除外業務に従事した期間を含む1箇月の日数）× 293時間（※1）
拘束1年間の時間	[（適用除外業務に従事した期間を含む1年間の日数） －（適用除外業務に従事した日数）] ÷（適用除外業務に従事した期間を含む1年間の日数）× 3,516時間（※1）
拘束2週間の時間	[14日－（適用除外業務に従事した日数）] ÷ 14日 × 88時間（※2）

※1 改善基準告示の拘束時間の上限時間。なお、労使協定により、改善基準告示で規定する時間を超えない範囲で延長する場合は、当該延長した時間とする。

※2 改善基準告示の運転時間の上限時間。

3 適用除外業務に関する書類の備付け等

201号通達記の3により事業場への備付けを行う書類としては、同通達で掲げる行政機関への届出書の写のほか、物資等の運搬に関する地方公共団体の要請文書等の写等が考えられるものであること。

● 国税だより


○ 所得税及び消費税の確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください

所得税及び消費税の確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択する

か、文字を入力いただくことにより、人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」へ
◇ パソコン及びスマホから (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)


 **令和5年10月から
消費税インボイス制度が始まります。**

**消費税
インボイス
制度**

**登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに!**

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。


登録申請手続は、
かんたん・便利♪
e-Tax
をご利用ください!!




- ✓ [e-Taxソフト(WEB版)]、をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- ✓ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

説明会ページへ
税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。



制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ


特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンターなどをご案内しております

○大分税務署 (電話 097-532-4171) ※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和4年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	3月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	99,000	4,565	9日～10日と13日～16日
		実技のみ	6日	9H	90,200		
技能講習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,430	1日～3日、22日～24日
		全科(学科・実技)	6日	38H	93,500	1,430	6日～10日と13日
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	16,500	1,570	20日
		不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	37,400	1,880	14日～15日、27日～28日
		普通運転免許所持者	3日	14H	38,500	1,880	14日～16日、27日～29日
		普通運転免許なし	3日	17H	47,300	1,880	
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	8日～10日、22日～24日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,370	
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	1日～3日、15日～17日
		免除なし	3日	19H	24,200	1,650	
	フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,500	1,650	6日と10日、20日と27日
大型・中型・普通運転免許所持者					1,650	1班 6日～9日、 20日と22日～24日	
			4日	31H	29,700	2班 6日と13日～15日	
普通運転免許なし		5日	35H	30,800	1,650	土・日	
シヨベロ 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。	
	大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,900	1,870		
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)		2日	13H	12,100	1,705	13日～14日
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	12,100	1,370	28日～29日
	ローラー(制限なし)		2日	10H	12,100	1,360	28日～29日
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	12,100	1,650	29日～30日
職長・安全衛生責任者教育			2日	14H	12,100	1,540	6日～7日、30日～31日
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,400	1,430	27日

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

社団法人 **大分産業機械技能教習所**
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和4年度 土曜開業日カレンダー ◇

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(注:各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております)

独立行政法人 自動車事故対策機構

大分支所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

<http://www.nasva.go.jp>

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数				TEL
				普	小	被	霊	計
つつみなまこん かぶしがいしゃ 堤生コン株式会社 令和4年12月23日	つつみとしゆき 堤 俊之	一般	豊後高田市香々地2923番地	6				6 0978-54-2064 0978-54-3457
かぶしがいしゃ じきしん 株式会社 ジキシン 令和5年1月12日	たかはし なおき 高橋 直樹	一般	大分市三佐四丁目265番地	3	2			5 097-589-8330 097-589-8331
かねこうそう かぶしがいしゃ おおいたいぎょうしゃ 金子運送 株式会社 大分営業所 令和5年1月23日	なりまつ だいき 成松 大樹	一般	中津市大字田尻 字新貝1365-3	4	2			6 0979-32-7200 0979-32-5765

会員名簿訂正方をお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
7	龍南運送(株)大分営業所 石井 秀利	田村 和幸	代表者の変更
10	大分丸善運輸(株) 中富 信夫	森 昭仁	代表者の変更
15	セイエイ開発	清栄開発(株)	譲渡譲受
15	フジトランスポート(株)大分支店 大分市下戸次1527-1	大分市大字迫563番地の1	大分東支部 住所の変更

燃 料 情 報

令和4年12月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格 (円)

	価格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	145.0	111.0	125.0
ローリー平均	123.3	106.8	111.3
カード平均	141.3	111.3	118.8

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	5	21.7
出 光	4	17.4
昭 和 シ ェ ル	1	4.3
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	8	34.8
そ の 他	5	21.7
合 計	23	100.0

区分	月	22年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スタンド 平 均	大 分	126.0	130.1	131.4	125.4	128.3	131.4	124.3	125.8	128.4	123.9	122.3	125.0
	全 国	121.0	124.0	126.4	123.9	120.0	125.4	121.6	119.7	120.0	119.9	120.2	120.7
ローリー 平 均	大 分	112.2	115.9	116.7	115.2	110.6	115.2	112.6	110.0	111.3	112.3	111.1	111.3
	全 国	110.9	114.7	116.0	114.2	109.3	114.9	110.5	109.1	110.6	110.1	109.4	110.1
カード 平 均	大 分	120.4	123.3	124.8	122.4	117.3	125.7	119.4	119.2	121.2	120.3	118.2	118.8
	全 国	120.1	124.1	125.7	124.1	119.3	124.2	120.7	119.0	120.1	119.3	120.0	119.5

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ (消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和4年12月)

令和5年1月26日現在
(公社)全日本トラック協会

令和4年12月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	121.54	111.37	121.68

令和4年12月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	125.07	110.79	124.69
出光昭和シェル	120.73	112.05	120.71
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	127.00	109.20	122.00
そ の 他	113.84	112.54	119.44

令和4年12月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	121.09	111.43	122.47
30～50キロリットル未満	110.80	112.85	114.07
50～100キロリットル未満		111.50	
100キロリットル以上	131.15	109.21	

令和4年12月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	118.75	113.84	116.80
30～60日未満	122.35	111.44	112.19
60 日 以 上	123.30	109.53	

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和4年8月	122.13	110.38	121.97
令和4年9月	120.29	111.75	123.47
令和4年10月	120.32	110.57	122.47
令和4年11月	120.92	110.98	123.54
令和4年12月	121.54	111.37	121.68

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（2月16日～3月15日）

日	曜	行 事
16	木	運行管理者等一般講習（動画視聴方式）（9:45 NASVA大分支所）
17	金	総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館） 令和4年度（公社）全日本トラック協会青年部会 全国大会（14:00 京王プラザホテル）
18	土	2023年度安全性優良事業所認定制度説明会（新規）大分ブロック（13:00 大分県トラック会館）
19	日	
20	月	
21	火	令和4年度 企業物流セミナー「大分県トラック会館リニューアル記念」（13:30 大分県トラック会館） グリーン経営認証取得講習会（13:30 Web）
22	水	
23	木	天皇誕生日
24	金	正副会長会（10:00 大分県トラック会館） 第7回臨時理事会（13:00 大分県トラック会館） 令和4年度 九州ブロック女性協議会 第3回役員会（13:30 公益社団法人熊本県トラック協会 研修センター）
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
3/1	水	整備管理者等定期研修（14:00 大分県教育会館）
2	木	正副会長会議（14:00 第一ホテル東京「フローラ」）、第17回全国適正化事業実施機関本部長会議（14:40 第一ホテル東京「プリマヴェーラ」）、第199回理事会（15:20 第一ホテル東京「プリマヴェーラ」）、全日本トラック事業政治連盟春季懇談会（16:30 第一ホテル東京「ラ・ローズ」）
3	金	令和4年度 防災セミナー（13:30 大分県トラック会館） 令和5年度助成事業等に係る実務担当者会議（13:30 全日本トラック総合会館）
4	土	2023年度安全性優良事業所認定制度説明会（新規）県北ブロック（13:00 宇佐市勤労者総合福祉センターさんさん館）
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	令和4年度 第4回九州ブロック専務理事業務連絡会議（16:00 ANAインターコンチネンタル石垣リゾート オーシャンウイング） 令和4年度 九州トラック協会 第3回理事会（16:30 ANAインターコンチネンタル石垣リゾート オーシャンウイング）
9	木	運行管理者等一般講習（動画視聴方式）（9:45 NASVA大分支所）
10	金	
11	土	2023年度安全性優良事業所認定制度説明会（新規）西部ブロック（13:00 日田市複合文化施設AOSE）
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	青年部ラジオ収録

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1冊	176	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,595	
11	点検整備記録簿	1冊	396	
12	車輛管理台帳	1冊	286	
13	運転者台帳	50枚	660	
14	運転者台帳ファイル	1冊	990	
15	運行管理者届	1枚	77	
16	整備管理者届	1枚	77	
17	運行管理規程	1冊	264	
18	整備管理規程	1冊	198	
19	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
20	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
22	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
23	運送約款 (掲示用)	1枚	132	
24	運送約款 (冊子)	1冊	198	
25	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	627	
26	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2)の2分の1が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

令和
6年4月～
適用



トラック運転者の

労働者の知らず知らずのうちに
大丈夫ですか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間

改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

